

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日：平成29年9月22日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔管理型〕（平成29年8月度）

対象期間：平成29年8月1日～平成29年8月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量〔規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 セ イ〕

種類	数量(単位)
燃え殻	459.34 (t/月)
汚泥	214.50 (t/月)
廃プラスチック類	82.27 (t/月)
紙くず	13.54 (t/月)
木くず	7.56 (t/月)
繊維くず	11.20 (t/月)
動植物性残さ	(t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	23.35 (t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	93.64 (t/月)
鉱さい	(t/月)
がれき類	178.31 (t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	121.41 (t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	33.65 (t/月)
その他(安定型混合物)	34.16 (t/月)
その他(管理型混合物)	269.96 (t/月)
その他(廃石綿等)	4.94 (t/月)

残余容量(年度末時点)〔規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 セ リ〕

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。

水質検査の実施状況と措置(月1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水		放流水
採取場所	上 流	下 流	放流ピット
採取日	平成29年8月7日	平成29年8月7日	平成29年8月7日
検査結果が得られた日	平成29年8月15日	平成29年8月15日	平成29年8月21日
電気伝導率 ※2	46.7	26.5	
塩化物イオン ※2	5	12	
水素イオン濃度			7.6
生物化学的酸素要求量			0.5未満
化学的酸素要求量			25
浮遊物質			2
窒素含有量 ※3			18
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容※1			

施設の点検〔規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 セ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ〕

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	平成29年8月7日	平成29年8月7日	平成29年8月7日	平成29年8月7日	平成29年8月7日
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容※1					